

※分からないことや詳しいことは、☎にお問い合わせください。

※分からないことや詳しいことは、☎にお問い合わせください。

原爆死没者の慰霊と平和祈念の黙とうを

今年には広島と長崎に原子爆弾が投下されて68年目にあたります。

原爆死没者や戦没者のご冥福と恒久平和の確立を願って、次の日時に1分間市庁舎のサイレンを鳴らします。家庭や職場などで黙とうをささげましょう。

- サイレンを鳴らす日時
「広島原爆の日」
8月6日(火)午前8時15分
「長崎原爆の日」
8月9日(金)午前11時2分
「全国戦没者追悼式」が行われる8月15日(木) 正午
☎ 総務課職員厚生係 63・1204

県漁業調整委員会委員選挙人名簿登録の申請

「県有明海区漁業調整委員会委員選挙人名簿」を作成します。9月1日時点で、漁業に携わり、選挙権がある人は申請してください。

●選挙権がある人 平成5年12月6日までに生まれ、市内に住所か事業所を持ち、1年に90日以上漁業(徒歩の採貝や趣味による漁業

障がい者への手当制度

福祉課窓口で請求に必要な書類をお渡ししています。

●手当の種類と対象者

【特別障害者手当】 20歳以上で政令で定める程度の重度の障がい状態にあるため、日常生活で常時介護が必要となる人

【障害児福祉手当】 20歳未満の人で、政令で定める程度の重度の障がい状態にあるため、日常生活で常時介護が必要となる人

【特別児童扶養手当】 20歳未満の身体または精神に中度以上の障がいのある児童を監護する父・母または父母に代わって児童を養育している人

※各手当には支給できない場合があります。詳しくはお問い合わせください。

☎ 福祉課福祉係 63・1406

障がい者の手当制度 現況届を提出してください

特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、特別児童扶養手当を受給している人(昨年支給停止に

を除く)に携わっている人。

(選挙権資格を除く)

●申請方法 平成24年度に名簿登録されている世帯には、8月19日(月)に申請書を送付します。現在も漁業に携わっている人は内容を確認した後、行政協力員に提出してください。

●申請期間 9月1日(日)〜5日(木)
☎ 選挙管理委員会事務局 63・1254

児童手当現況届の提出はお済みですか

児童手当の受給者で、手続が済んでいない人は急いで提出してください。この届出がないと、6月分以降の受給ができなくなります。

- 届出場所 子育て支援課④窓口
●必要なもの
①「児童手当現況届」用紙
②印鑑(朱肉を使うもの)
③受給者(保護者)の健康保険証のコピー

※国民年金加入者は不要

④児童が荒尾市外に別居している人は、児童の世帯全員記載の住民票

⑤受給者および配偶者で平成25年1月2日以降に荒尾市に転入した、または配偶者が他市在住の人は、平成25年1月1日に住民登録のあった市町村役場発行の平成25年度(平成24年分)所得課税証明書

☎ 子育て支援課 63・1417



8月30日から「特別警報」の発表を開始します

気象庁では、大雨・暴風・高潮・地震・津波などにより重大な災害の起こるおそれがあるときに、「警報」を発表して警戒を呼びかけています。より甚だしい大雨や大きな津波などが予想され、重大な災害による危険性がある場合には、「特別警

●購入先

電気器具販売店、ホームセンター、家電量販店
※日本消防協会認定の「NSマーク」が表示されているものの設置をお勧めします。
※不適正な訪問販売でのトラブルが多発しています。消防職員や団員は訪問販売をすることはありませんので、ご注意ください。

☎ 1335



国民年金基金に加入しませんか

国民年金基金とは、自営業者など国民年金の第1号被保険者の人が任意で加入し、将来受ける老齢基礎年金に上乗せする公的な個人年金です。将来、国民年金だけでは心配という人は加入を検討してみませんか。

●加入できる人 20〜60歳までの国民年金保険料を納める国民年金の第1号被保険者(農業者年金

報」を発表します。

「特別警報」が発表された場合、数十年に一度しかないような非常に危険な状況です。屋外の状況や、避難指示・勧告などに注意し、すぐに命を守るための行動をとってください。

「特別警報」が発表されていなくても、「警報」は重大な災害の起こるおそれがあるときに発表しますので、大雨などの際は、注意報・警報などの気象情報を活用し、早めの行動をとってください。

●詳しくは、気象庁ホームページをご確認ください。
☎ 096・324・3283

熊本市「食品表示ウォッチャー」を募集します

販売店の食品の品質表示の適正化を目指し、日常の買い物の際に食品表示を確認するボランティア「食品表示ウォッチャー」を募集します。

●申込締切 8月23日(金)
☎ 096・333・2290

地域と行政のパイプ役 行政協力員・新任の紹介

7月1日付けで、新しく行政協力員を委嘱しました。(敬称略)

☎ 矢野恭子 66・1461

◎前任者には、長い間ご協力いただきありがとうございました。

荒尾市斎場慰霊祭の「案内」

今年度より、荒尾市斎場で火葬された人々の供養のために慰霊祭を実施します。献花台を設けますので、ご自由にお参りください。花は斎場で用意します。

●日時 8月13日(火)〜15日(木) 午前9時〜正午
●場所 荒尾市斎場 霊灰塔前
☎ 荒尾市斎場 62・0004



中退共の退職金制度を活用しませんか

中退共(中小企業退職金共済)制度は、中小企業で働く人のための外部積立型の国の退職金制度です。

掛け金の助成や税法上の優遇など有利な特典もあります。ぜひご利用ください。

☎ 03・6907・1234

地下水採取には届出や許可が必要です

熊本市地下水保全条例に基づき、本市で井戸(揚水機)を設置するためには、届出や許可が必要です。

●届出が必要なもの 吐出口断面積が6cm(直径2.8cmほど)を超える井戸
●許可が必要なもの 吐出口断面積が12.5cm(直径12.8cmほど)を超える井戸
※未届や無許可で地下水を採取すると罰則が適用される場合があります。届出や許可の申請を忘れず行ってください。

☎ 096・333・2272



☎ 63・1628